

## 発議第2号

愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日提出

提出者	愛南町議会議員	原田 達也
賛成者	〃	鷹野 正志
〃	〃	金繁 典子
〃	〃	池田 栄次
〃	〃	嘉喜山 茂
〃	〃	尾崎 恵一

### 提案理由

議員及び職員の個人の尊厳を保持し、良好な活動環境を確保することで、円滑な町政運営と町民に信頼される議会を実現するとともに、ハラスメントの防止及び排除に関する実効性のある体制を整備するほか、必要な事項を定めるため。

## 愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 責務(第4条・第5条)

第3章 相談・申立て及び調査(第6条—第8条)

第4章 事案の解決に向けた対応(第9条・第10条)

第5章 申立人等の保護等(第11条・第12条)

第6章 雑則(第13条—第16条)

#### 附則

議会は、地方自治の本旨に基づき、町民の代表として公正かつ誠実に町政の運営に参画すべき機関であり、常に高い倫理性と公共性を保持することが求められる。

近年、職場におけるハラスメントは深刻な人権侵害として認識され、これを予防し、及びこれに適切に対応することは不可欠である。

議会においても例外ではなく、議員間又は議員と職員との間において、優越的地位を背景とした不当な行為は、決して許されない。

議会におけるハラスメントの発生は、個人の尊厳のみならず、議会の秩序及び信頼性を損ない、ひいては町政の健全な運営に重大な影響を及ぼすものである。

よって、議会の自律的責務として、ハラスメントの未然防止及び発生時の迅速かつ適切な対応のための制度的枠組みを整備し、全ての議員及び職員が相互に尊重され、安心してその職務を遂行し得る環境を確保するとともに、町民に信頼される議会の実現を目指すため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除に関する必要な事項を定めることにより、町政の施行のための良好な職場環境を確保するとともに町政の効率的運用に寄与し、もって町民に信頼される議会の実現に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為であって、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人権を侵害し、又は個人の職場環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。)若しくは円滑な議会活動の遂行若しくはそのための環境を害するもの及びそのおそれがあるものをいう。

(1) パワー・ハラスメント 職務上の地位、役職等の優位性を背景にして行われる適正な職権の範囲を超える行為(文書、図画、電子メール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)その他視覚的な手法(以下「視覚的手法」という。)を用いることを含む。)

- (2) セクシャル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な行為(第4号又は第5号に該当する者を除く。)
  - (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する行為。ただし、業務分担、安全配慮その他業務上の必要性に基づく正当な配慮を行う行為は、この限りでない。
  - (4) ジェンダー・ハラスメント 性別に関する固定的な観念又は役割分担の意識に基づく嫌がらせその他の行為又は差別的な行為
  - (5) SOG I (ソジ)・ハラスメント 性的指向、性自認等に関する侮辱的又は差別的な行為
  - (6) 出自等に関する差別的ハラスメント 出身地、国籍、民族、人種、信条、病歴、障害の有無、門地、社会的身分その他個人の属性に関する差別的な意識に基づく侮辱的な行為又は嫌がらせその他の行為(視覚的手法を用いることを含む。)
  - (7) その他のハラスメント 前各号に定める行動以外の行動で、誹謗、中傷、風評の流布等により他の者を不快にさせ、又は他の者に不利益を与えるもの
- 2 この条例において「職員」とは、町長、副町長及び教育長並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(再任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を含む。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じるハラスメント(勤務時間外に生じるものを含む。)について適用する。

## 第2章 責務

(議長の責務等)

第4条 議長は、ハラスメントの発生の防止及びハラスメントの排除に努めるとともに、第6条第3項の規定によるハラスメントを受けた旨又はハラスメントが発生した事実を認識した旨の申立て(以下単に「申立て」という。)があったときは、この条例に定めるところにより、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 申立てに係る事案の当事者(以下単に「当事者」という。)が議長であるときは、副議長がその職務を代行する。
- 3 議長及び副議長の双方が当事者であるときは、議会運営委員長がその職務を代行する。
- 4 議長、副議長及び議会運営委員長のいずれもが当事者であるときは、当事者でない議員の互選によりその職務を代行する者を定める。

(議員の責務)

第5条 議員は、町民の代表として高い倫理観を持ち、常にハラスメントの発生の防止及びハラスメントの排除に努めなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントがこれを行う者の意図にかかわらず発生し得ることを認識し、他の議員及び職員を一個人として尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 3 議員は、自身の行為に関しハラスメントが疑われるときは、誠実に事実を明らかにし、その説明責任を果たすものとする。
- 4 議員は、他の議員又は職員によるハラスメントが疑われるときは、当該者に自制を促すとともに議長に報告するよう努めるものとする。

### 第3章 相談・申立て及び調査

(相談窓口の設置等及びハラスメントの発生の申立て)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、議会事務局内に相談窓口を設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、専門的な知見を有する第三者機関その他の適切な外部の機関に対し、前項の相談窓口の業務の一部又は全部を委託することができる。
- 3 議員又は職員は、ハラスメントを受けたとき、又はハラスメントが発生した事実を認識したときは、議長に対しその旨の申立てを行うことができる。
- 4 第1項の規定により設置する相談窓口(第2項の規定により業務の委託を受けた外部の機関によるものを含む。)の運営及び申立ての手續に関する事項は、規程で定める。

(事実関係の確認及び調査の委託)

第7条 議長は、申立てを受理したときは、速やかに、その内容及び事実関係を確認するものとする。

- 2 議長は、前項の事実関係の確認に当たり、事案の性質、影響の重大性、関係者の主張の対立等により、公平かつ客観的な調査が必要であると認めるときは、弁護士、社会保険労務士その他の専門的知見を有する者(以下「専門家」という。)に対し、当該事案の事実関係の整理及び分析並びに事案の解決に向けた専門的助言に関する業務を個別に委託することができる。
- 3 前項の規定により複数の専門家に委託した場合、議長は、必要に応じてそれらの専門家による合同の協議の場を設けることができる。
- 4 議長は、第2項の規定により専門家に業務を委託したときは、当該専門家に対し、申立ての内容その他調査に必要な事項に関する資料を提供するものとする。

(弁明の機会の付与)

第8条 議長は、申し立てに係るハラスメントの事案の事実関係の確認の過程において、当事者である議員又は職員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

### 第4章 事案の解決に向けた対応

(事案の解決に向けた対応)

第9条 議長は、第7条の規定による事実関係の確認の結果、ハラスメントの発生が推認されるときは、同条第2項の規定による専門家の分析結果及び申立てをした者(以下「申立人」という。)の意思を尊重し、ハラスメントを行った者に対し、自発的に謝罪し、及びハラスメントの防止に関する研修の受講その他の再発防止に資する措置を講ずるよう、指導するものとする。

2 前項に規定する措置は、議会の自律的な秩序保持及び良好な職場環境の回復を目的とした調整の手段として行うものとする。

3 議長は、第7条の規定による事実関係の確認の結果、ハラスメントの発生が確認されなかったときは、申立てに係る事案においてハラスメントを行ったとされる者の名誉及び信頼の回復に努めなければならない。

(事実関係の確認の結果及び事案解決に向けた対応の通知)

第10条 議長は、第7条の規定による事実関係の確認の結果及び前条第1項の規定による対応の内容又は同条第3項の規定による対応の内容を、速やかに申立人、当事者及び第7条第2項の規定により業務の委託を受けた専門家に対し通知するものとする。

#### 第5章 申立人等の保護等

(不利益取扱いの禁止等)

第11条 議長は、申立人又は相談若しくは苦情の申出を行った者に対し、申立て又は相談若しくは苦情の申出を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 議長、議会事務局及び第7条第2項の規定により業務の委託を受けた専門家は、ハラスメント事案に関するプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

(守秘義務)

第12条 この条例に基づく事務に従事した者(第7条第2項の規定により業務の委託を受けた専門家を含む。)は、職務上又は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その事務又は業務に従事しなくなった後も、同様とする。

#### 第6章 雑則

(経費の支出)

第13条 第7条第2項の規定による委託に要する費用(旅費を含む。)は、予算の範囲内において、議会費から支出する。

2 前項の費用の額及び支払方法は、議長が別に定める。

(研修等)

第14条 議長は、議員及び議会事務局の職員に対し、ハラスメントの発生の防止及びハラスメントの排除に資する研修その他必要な取組を実施するよう努めなければならない。

(記録の保存)

第15条 議長は、この条例の規定により行う事実関係の確認及び議会の自律的な秩序保持及び良好な職場環境の回復を目的とした調整の手段としての措置に関する記録を作成し、保存しなければならない。

2 前項の記録は、個人情報の保護に十分配慮して管理しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。

(検証)

3 議会は、この条例の施行後3年を超えない期間ごとに、その運用状況を検証し、必要があると認めるときは、この条例の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。